

静岡県告示第795号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月19日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
川根寸又峡線	榛原郡川根本町下泉字ウシロ615番の4から 榛原郡川根本町下泉字背戸山612番の4まで	令和3年10月19日

=====

静岡県告示第796号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月19日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊久美藤枝線	藤枝市滝沢字平畑3145番の1地内	令和3年10月19日